入 札 公 告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成３１年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、８５０者以上が見込まれる。

本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「法」という。）に基づき実施される業務である。

平成３０年１２月２７日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局　佐伯河川国道事務所長　白田　雅彦

１．業務概要

（１）業 務 名　平成３１年度　佐伯・大分川ダム管内技術審査資料作成業務（電子入札対象案件）

（２）業務目的　本業務は、公共工事の品質確保を目的として佐伯河川国道事務所及び大分川ダム工事事務所の発注手続きが行われる道路、河川、ダム、電気通信設備等に関する総合評価落札方式による工事発注において、工事発注資料（公告文（案）、入札説明書（案））作成、及び工事入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請書等の分析・整理、ヒアリング記録作成等を行うことを目的とする業務である。

（３）業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

１）工事発注資料の作成

２）競争参加資格確認申請書等の分析・整理

３）予定工事件数は２６件を予定している。

（４）技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は創意工夫を発揮し、各提案を行うものとする。

１）業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に

ついて、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

２）留意点を踏まえた技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記の留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

留意点：働き方改革への対応と技術審査の品質確保を両立させる取り組みについて

（５）成果品について

成果品は以下のとおりとする。

１）工事発注資料　１式

２）競争参加資格確認申請書等の分析整理資料　１式

３）その他調査職員が指示した資料

（６）履行期間　平成３１年４月１日～平成３２年３月３１日

ただし、履行開始日は落札予定者決定日の翌日から起算して１４日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日を含む。）以降とするが、平成３１年４月１日から履行開始日までの間に開始可能となった場合は受発注者間で協議するものとする–

なお、契約日は、平成３１年４月１日までに平成３１年度予算が成立した場合は平成３１年４月１日とし、平成３１年４月２日以降に成立した場合はその成立日とする。

（７）本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予定価格が５００万円以上に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

（８）本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

２．入札参加資格

２－１．単体企業

（１）法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。

なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、様式Ａに従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

①法第 15 条において準用する法第 10 条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

②暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する法第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに規定する内容）について九州地方整備局が別に定める手続（別添資

料１を参照。）により行う警察庁への意見聴取に協力すること。なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効とされることに異存がないこと。また、九州地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札心得第６条第１項第１１号に該当するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

（２） 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令１６５号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成３１・３２年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

なお、落札決定の日時点において認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。

（４）競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（６）法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

（７）労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

２－２．入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意志、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

１）子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

２）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

１）一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

３）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２－３．競争参加資格確認申請者に関する要件

（１）中立公平性に関する要件

・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。

ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の１）又は２）に該当するものをいう。

１）一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。

２）一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（２）誓約書の提出

上記（１）及び６．（６）における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを競争参加資格確認時に提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

（３）業務実施体制に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、九州地方整備局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

（４）業務実績に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、平成１６年度以降に完了した以下に示す業務（平成３０年度完了予定も対象に含む。）において、１件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）未満の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

２－４．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）

・一級土木施工管理技士

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者

・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※１）

・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※２）（技術士部門と同様の部門に限る）

※１　「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種

※２　「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

（２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成１６年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成３０年度完了予定も対象に含む。）において、１件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満の場合の実績及び照査技術者としての実績は認めない。

業務実績には、平成１６年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

１）同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土

木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む（※１））

２）類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（類する業務を含む（※１））、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略･予備･詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下、出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

※１　「類する業務」とは、公益民間企業等が発注する同等の内容の業務を指す。

（３）直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

直接的雇用関係が確認できる資料（健康保険証等）を「様式－１２」に添付すること。

競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と配置予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

（４）手持ち業務量

・配置予定管理技術者は、平成３１年４月１日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成３１年３月３１日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。以下、同じ。）が４億円未満かつ１０件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。

平成３１年４月１日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を４億円未満から２億円未満に、件数を１０件未満から５件未満にするものとする。

・本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額４億円、件数で１０件（平成３１年４月１日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサル

タント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で２億円、件数で５件。手持ち業務が複数年契約の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額を手持ち業務量として計上する。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の１）から３）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

なお、手持ち業務の基準日である平成３１年４月１日現在は、平成３１年度予算成立が平成３１年４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。

１）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

２）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

３）手持ち業務量が当該業務の入札説明書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

２－５．配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定担当技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの。なお、１つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数配置する場合、うち１名については、資格を満たす必要はない。

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）

・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会１級土木技術者又は土木学会２級土木技術者

・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※１）

・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※２）（技術士部門と同様の部門に限る）

・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が１年以上（※３）の者

・河川又は道路関係の技術的行政経験（※４）を１０年以上有する者

※１　「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種またはⅡ種

※２　「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転

職等により登録ができない立場にいる者

※３　複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も１年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する

※４　「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことを言う

・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）
・一級電気工事施工管理技士又は二級電気工事施工管理技士
・一級電気通信工事施工管理技士又は二級電気通信工事施工管理技士
・第一種電気工事士又は第二種電気工事士
・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）
・第１級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
・技術士（総合技術監理部門-機械又は機械部門）、技術士補（機械部門）
・一級建設機械施工技士
・二級建設機械施工技士
・一級建築士または二級建築士
・一級建築施工管理技士または二級建築施工管理技士

２－６．競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

３．総合評価落札方式に関する事項

（１）落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（２）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

３）上記において、評価値が最も高い者が２名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（２）総合評価の評価方法

１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点）×（１－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は３０点とする。

３）技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、④については本業務の予定価格が５００万円以上の場合に評価項目とする。

なお、技術評価点の満点は６０点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（④の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）＋（③に係る評価点）

４）総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③及び④により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

４．品質確保基準価格

（１）予定価格が５００万円以上１，０００万円以下の業務においては、品質確保の観点から九州地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）により、その価格を下回った場合は、「３（１）落札者を決定するための基準　１）」と同様の措置及び「３（１）落札者を決定するための基準　２）」と同様の調査を行うものである。

（２）「３（１）落札者を決定するための基準　２）」に記載されている「予決令第８５条

に基づく調査基準価格」は「品質確保基準価格」に、「予決令第８６条の調査」は「品質確保基準価格調査」と読み替えて適用する。

（３）品質確保基準価格の算出方法は、予決令第８５条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

５．入札手続等

（１）担当部局

〒876-0813　大分県佐伯市長島町４－１４－１４

九州地方整備局　佐伯河川国道事務所　経理課　契約係

電話　　0972-22-1880

ＦＡＸ　0972-23-2684

（２）入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、下記３）でも交付する。

入手方法：

１）電子入札ｼｽﾃﾑにより入手

運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：http://www.e-bisc.go.jp/pdf/download/sousa-unyou.pdf

２）交付期間

平成３０年１２月２７日（木）から平成３１年２月１９日（火）までのうち、閉庁日を除く毎日９：００から１７：００までとする。

３）交付の担当部局

下記①に電話又はＦＡＸにより申し込むこと。ただし、ＦＡＸによる場合は、着信確認を行うこと。

①申し込み先：上記（１）と同じ。

②受付方法　：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びＣＤ等を同封し、上記（１）　へ郵送すること。ＣＤ等に複製したものを折り返し郵送する。

（３）競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成３０年１２月２７日（木）から平成３１年１月２１日（月）１７：００までに電子入札システムにより提出すること。 ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）する場合は、平成３１年１月２１日（月）１７：００までに上記（１）に必着とする。

（４）競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の項

目についてヒアリングを実施する場合がある。

①実施場所：九州地方整備局　佐伯河川国道事務所　２階　小会議室

②実施期間：平成３１年１月２３日（水）～平成３１年１月２８日（月）

③ヒアリング時間：別途通知

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングにおける質疑応答内容

ヒアリングでは競争参加資格確認申請書等に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

・配置予定管理技術者の経歴について

・配置予定管理技術者の業務実績について

・実施方針について

・技術提案について

⑥ヒアリング時の追加資料は受理しない。

⑦提出される競争参加資格確認申請書等において、競争参加資格が明らかに無いと判断される場合、又は内容が殆ど記載されていない、又は提案内容が判断できない場合はヒアリングは実施しない。

（５）競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は平成３１年２月１２日（火）を予定する。

（６）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成３１年２月１９日（火）１７時００分

・紙により持参の場合は、平成３１年２月１９日（火）１７時００分

・開札は、平成３１年２月２０日（水）１１時００分

〒876-0813　大分県佐伯市長島町４－１４－１４

九州地方整備局　佐伯河川国道事務所　入札室　　にて行う。

６．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　免除

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）契約書作成の要否　要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものに

ついては契約書特約事項として添付する。

（５）関連情報を入手するための照会窓口　上記５.（１）に同じ。

（６）本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）としての参加をいう。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の１）又は２）に該当するものをいう。

１）一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

２）一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（７）本業務にかかる落札決定及び契約締結は、平成３１年４月１日とするが、当該業務にかかる平成３１年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札の決定及び契約の締結は平成３１年４月１日とする。ただし、当該業務にかかる平成３１年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、本業務は、「履行確実性」の審査が完了次第、暴力団排除に関する欠格事由に該当しないこと及び落札決定の日において平成３１・３２年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けることの条件付による落札予定者決定の通知を行う。

（８）履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

（９）国土交通省が行う警察庁への意見聴取に対する協力について

本業務は、法第２条第７項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、暴力団排除に関する欠格事由（法第１５条において準用する法第１０条第４号及び第６号から第９号までに規定する内容をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。

そのため、入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところに従い、国土交通省（当地方整備局を含む。）が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。

なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められない

ときは、入札心得第６条第１項第１１号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

（１０）九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成３１・３２年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書を提出することができる。この場合において、２．２－１．（１）から（２）及び（４）から（７）、２－２．から２－６．までに掲げる事項を満たしているときは、落札決定の日において２．２－１．（３）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けたものが競争に参加するためには、落札決定の日において２．２－１．（３）に掲げる事項を満たしていなければならない。

（１１）詳細は入札説明書による。